

特別材料料

特別材料料は、固定部品が金属副子・合成樹脂副子又は副木・厚紙副子使用の場合のみ算定が可能であり、これによらない素材を使用して請求されるケースが散見されています。

【お願い事項】

請求書の裏面に、使用された素材をご記載いただくようお願いいたします。

【 添付書類の記載例() 】

- 8月1日～8月31日分の請求
- 負傷日・初検日 8月1日
- 骨折・不全骨折に対しての施術の場合

温罨法は負傷日から起算して7日間を除き算定可能(この場合8日目より算定可能)

冷罨法は負傷当初より行った場合に加算できる。

冷罨法と温罨法の重複算定はできない。

運動療法料は、負傷日から15日間を除き1週間に1回、1か月(暦月)に5回を限度として算定できる

施術日	負傷	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
温罨法	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	○						○		
冷罨法	○	○		○		○	○					○				○
電療料								○				○		○		○
運動療法料	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	1 ○

施術日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
温罨法		○								○					○
冷罨法							○								
電療料		○					○			○					○
運動療法料	2	3	4	5	6	7	1 ○	2	3	4	5	6	7	8	9 ○